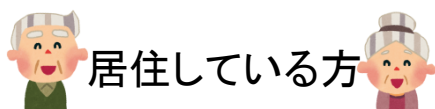


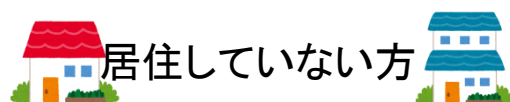
松田町住宅取得 支援制度

現在、松田町が「ふるさと」の方も、
これから松田町を「ふるさと」にしたい方にも、
どちらの方にも優しい住まいづくりの支援制度があります



Q.松田町に親世帯が1年以上居住していますか。

 居住している方
⇒2ページへ

 居住していない方
⇒5ページへ



松田町二世帯同居等支援奨励金

～制度概要～

同居はもちろん、町内に別々に居住する場合でも申請できます！

この奨励金交付制度は、松田町の二世帯同居・近居を促進することで子世帯が子どもを安心して産み育てられ、また、高齢者等が安心して暮らせる健康で幸せな住環境を創るために、「ふるさと」である松田町に新たに住宅を建築または購入し、もしくは親世帯の居住している既存住宅を二世帯住宅等に増改築する子世帯に対して、奨励金を交付するものです。また、地域活性化や商工振興を目的とし、奨励金の一部を町内で利用できる商品券で交付しています。

～交付対象の要件～

①同居・近居する親が、1年以上継続して松田町内に居住・住民登録していること。



②子世帯が新たに取得した住宅または増改築をした住宅に、居住・住民登録していること。



③子世帯が二世帯同居等に係る費用を支払っていること。

④子世帯・親世帯の全員が町税等の滞納がないこと。

⑤取得住宅に10年以上居住すること。

⑥取得住宅の延べ床面積が50平方メートル以上であること。

※ 別荘等の一時的に使用するものやアパートなどの賃貸を目的としたものは対象となりませんのでご注意ください。

※ ワンルームマンション・中古住宅の購入は対象となります。

※ 共有名義の場合は、申請者持分が2分の1以上の方をお願いします。分譲マンションの場合は、共有部分は含まず、専用部分の延べ床面積で判定します。

※ 公共工事等により住宅移転の補償がされている場合は対象外となります。

【注意】申請には期限があります！

建物登記完了日または子世帯の世帯主が松田町に住民登録をした日のいずれか遅い日から6カ月以内に申請してください。

～手続きの流れ～

①申請 ⇒ ②審査 ⇒ ③交付決定 ⇒ ④請求 ⇒ ⑤振込
(商品券の受け渡し)

～申請に必要な書類～ ※交付申請は1人1回限りとします。

○奨励金交付申請書 (様式第1号)

※交付申請に必要な様式については、松田町ホームページからダウンロードできますので、ご活用ください。(<http://town.matsuda.kanagawa.jp>)

○松田町二世帯同居等支援奨励金調査書 (様式第2号)

○検査済証、登記事項証明書 (建物) 又はその写し

- ・ 建築確認検査済証の写しは、主に建築確認申請に添付されている
- ・ 登記事項証明書は法務局にて取得できます。



○取得住宅の全体 (外観) 写真

○アンケート

○その他町長が必要と認める書類





～交付決定通知が届いたら～

町内で利用できる商品券を直接渡しますので、役場3階定住少子化担当室までお越しください。奨励金交付請求書と商品券の受領書を提出していただきます。

持ち物 ○奨励金交付決定通知書（写し可）、○口座番号がわかるもの、
○印鑑、○身分証明書（運転免許証・健康保険証・パスポート等）

※商品券受け渡しの際に、身分証の確認が必要となります。

～奨励金の額～

親世帯と子世帯が <u>同居した場合</u>	○現金20万円(振込)  ○商品券10万円(手渡し) 
親世帯と子世帯が <u>近居した場合</u>	○現金10万円(振込)  ○商品券10万円(手渡し) 

※商品券は、松田町商工振興会の加盟店でのみご利用いただけます。



～交付決定の取り消し～

以下の項目に該当した場合、既に奨励金の交付を受けた場合であっても、その奨励金を返還していただくことがあります。

- ①交付申請に虚偽があった場合
- ②正当な事由がなく、奨励金の交付を受けてから1年以内に町外に転出した場合
- ③その他町長が相当の事由があると認めた場合

松田町住宅取得促進奨励金

交付額
10万円

～制度概要～

町内に住宅を新築・購入をお考えの方は、こちらです！

この奨励金交付制度は、松田町への定住促進、地域経済の活性化に資するため、松田町において住宅を新たに建築または購入した際に、一定の要件を満たす方を対象に住宅取得促進奨励金を交付するものです。



～交付対象の要件について～

- ①交付申請者とその同居する方が、交付申請時に町税等の滞納がないこと。
- ②取得住宅の延べ床面積が50平方メートル以上であること。
- ③取得住宅に10年以上居住すること。

※別荘等の一時的に使用するものやアパートなどの賃貸を目的としたものは対象となりませんのでご注意ください。

※ワンルームマンション・中古住宅の購入は対象となります。

※共有名義の場合は、申請者持分が2分の1以上の方をお願いします。分譲マンションの場合は、共有部分は含まず、専用部分の延べ床面積で判定します。

※公共工事等により住宅移転の補償がされている場合は対象外となります。

【注意】申請には期限があります！

建物登記完了日または松田町に住民登録をした日のいずれか遅い日から6カ月以内に申請してください。

～手続きの流れ～

①申請 ⇒ ②審査 ⇒ ③交付決定 ⇒ ④請求 ⇒ ⑤交付(振込)

～申請に必要な書類～ ※交付申請は1人1回限りとします。

○奨励金交付申請書（様式第1号）

※交付申請に必要な様式については、松田町ホームページからダウンロードできますので、ご活用ください。<http://town.matsuda.kanagawa.jp>

○検査済証、登記事項証明書（建物）又はその写し

- ・建築確認検査済証の写しは、主に建築確認申請に添付されている書類です。
- ・登記事項証明書は法務局にて取得できます。

○取得住宅の全体(外観)写真

○アンケート

○奨励金交付請求書（様式第4号）

○その他町長が必要と認める書類

～奨励金の額～

○10万円



～交付決定の取り消し～

以下の項目に該当した場合、既に奨励金の交付を受けた場合であっても、その奨励金を返還していただくことがあります。

- ①交付申請に虚偽があった場合
- ②その他町長が相当の事由があると認めた場合

問合せ・申請先

松田町役場 政策推進課 定住少子化担当室 定住少子化対策係
〒258-8585 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037番地
Tel 0465-84-5541 (直通)
Fax 0465-83-1229
E-mail teiju@town.matsuda.kanagawa.jp